

人権教育・啓発活動支援事業

平成31年度予算額 1.9億円（新規）

事業の内容

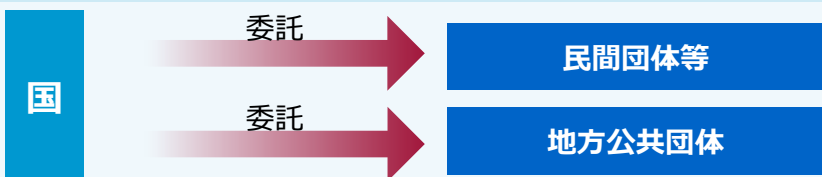
事業目的・概要

- 日本国憲法第13条において、基本的人権の尊重が規定されており、第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。
- このような認識のもと、平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、国や地方公共団体の責務として、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施することが規定されています。
- しかしながら、現在、セクハラやパワハラ、えせ同和などの不当要求行為、インターネットによる人権侵害などが社会問題となっており、人権が尊重される社会を築くためには、更なる施策の推進が必要となっています。
- こうした点から、経済産業省では、企業等を対象とした人権教育・啓発のためのセミナーや研修、巡回相談事業など、人権に対する意識を高める施策を実施します。

成果目標

- セミナー等の参加者1万5千人超、巡回相談・研修件数2百件超を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）人権教育・啓発活動推進委託事業

企業経営活動は、従業員、顧客・消費者、取引先、株主、地域住民などのステークホルダーと、直接または間接的に多くの人々と関わりあっており、相手や社会への配慮を欠かさず経営するためには、従業員への人権教育や啓発が必要です。

このため、人権教育や啓発の知見のある民間団体等に委託し、経営者や人権担当者等を対象として、人権の重要性や最近の動向の説明、人権教育・啓発に対する取組事例の紹介、社内教育の方法等に関するセミナーや研修の実施、パンフレット等の作成等を実施します。

イメージ

具体的には「企業の社会的責任（CSR）」や「えせ同和行為対策」、「インターネットによる人権侵害はじめ、情報を取り扱う際に求められる考え方と行動（情報モラル）」はじめ、幅広い人権課題に対応します。



（企業におけるCSR・人権担当者向け実践講座）



（情報モラル啓発セミナー）

（２）人権教育・啓発活動支援委託事業

地方公共団体において人権教育及び啓発を推進する責務を果たすため、国と地方公共団体が連携し、地域独自のニーズに即したセミナーや研修、巡回相談を実施します。

具体的には、中小企業の経営者や従業員等を対象として、その地域独自のニーズに即したセミナーや研修、人権問題への対応に関するきめ細やかな巡回相談等を実施します。